

臨時職員の募集



平成29年12月
北海道警察函館方面本部

■ 職 種 第1種臨時職員

■ 業務内容 一般事務の補助的な仕事、庁舎受付、来客・電話対応

■ 募集人員 4名

■ 受付期間

平成30年1月15日(月)まで募集します(土、日、祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までの間)。

■ 選考方法

面接は、平成30年2月下旬頃に実施予定です。

書類選考の上、平成30年1月29日(月)までに面接を受けていただく方にのみご連絡します。

■ 条件等

・任用期間

平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間(6ヶ月以内の任用)

・勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分までです。
土・日・休日及び年末年始(12月29日から1月3日)は原則として休みです。ただし、業務の関係で出勤する場合があります。年次有給休暇は、勤務すべき日の8割以上勤務している場合、2ヶ月勤務後に3日間付与されます。

・賃 金

賃金は日額制で、他に通勤手当(日額制)が支給されます。支給日は翌月の10日です。

賃金日額	月額(21日/月として)
6,740円	141,540円

○ 左記の額から所得税及び社会保険料などが控除されます。

【参考(平成29年度の賃金の額)】

・社会保険等

それぞれの法令の定めるところにより、社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の被保険者となります。公務若しくは通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合は、正規の職員の例又は労働者災害補償保険法により補償されます。

・勤務場所

北海道警察函館方面本部(函館市五稜郭町15番5号)等

・その他

身分は地方公務員となりますので、任用期間中は他のアルバイト等を行うことはできません。

■ 応募資格

次のいずれかに該当する人は、採用面接を受けることができません。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 臨時職員として、道庁、振興局、教育庁又は建設管理部などの全ての出先機関(以下「道の機関」という。)で任用されていたことがある者で、今回の任用期間を含めて通算して24ヶ月を超える者
- 採用時点で、臨時職員として、道の機関で任用されていた日の最終日の翌日から起算して1ヶ月を経過しない者

■ 応募方法

「専用履歴書」がありますので、函館方面本部1階受付(函館中央警察署と同じ建物)で同書類を受領し、必要事項を記載・写真(6か月以内に撮影したもの)を添付の上、提出してください。

※ 提出に関しては、郵送・持参を問いません(郵送の場合、切手は自己負担です。)

ハローワークの紹介により応募される方は、履歴書に併せて紹介状を持参又は郵送してください。
なお、履歴書等の返却はできません。



その他、不明な点がございましたら
お気軽にお問い合わせください。

◎問い合わせ先及び書類の提出先

北海道警察函館方面本部
警務課 警務第一係

〒040-8511 函館市五稜郭町15番5号
代表(0138)31-0110(内線2623)